

空家活用アドバイザーを派遣します

～空家の活用や管理に関する問題の解決を支援します～

空家活用アドバイザー派遣事業とは、空家の活用の促進や危険な空家の発生を抑制するため、空家活用アドバイザーを空家の所有者等や公的活用を希望する団体に派遣し、相談に応じる事業です。

空家の活用を検討している、又は管理についてお悩みの皆様、ぜひこの事業をご活用ください。

1. 事業の内容

- ◆お申し込みできる方：空家の所有者または相続人、空家の公的活用を希望する団体
- ◆空家活用アドバイザー：建築士、宅地建物取引士
- ◆派遣場所：空家がある現地 など
- ◆派遣回数：空家所有者等の場合、対象空家1件につき2回まで
公的活用を希望する団体の場合、同一年度につき2回まで
- ◆派遣時間：1時間程度
- ◆派遣費用：**無料**

2. 活用方法について

◆空家の所有者等の場合

次のような相談にご利用いただけます。

- ・活用に関すること
- ・適正管理に関すること
- ・不動産の売買又は賃貸借に関すること
- ・その他



※次の業務は、派遣事業の対象となりませんので、ご注意ください。

- ・建物の詳細調査、工事や管理業務の発注、設計事務所や工事業者の選定
- ・近隣住民との紛争解決や権利調整 など

◆空家の公的活用を希望する団体の場合

公的活用に使いたい空家があるが、所有者が不明なものについて、鹿児島市が所有者に連絡を取り、マッチングを図ります。

マッチング時の契約等における相談に、アドバイザーをご利用いただけます。

3. お申し込みの方法

- ①アドバイザー派遣を希望される方は、建築指導課へご連絡ください。
派遣要件に合致するか、確認させていただきます。
- ②「鹿児島市空家活用アドバイザー派遣事前協議書」に必要事項を記入の上、郵送、FAXまたはEメールにてお申込みください。
- ③相談内容や派遣の必要性等について市と協議した後、派遣の申請をしていただきます。

【お申し込み・お問い合わせ先】

鹿児島市 建築指導課（市役所東別館4階）

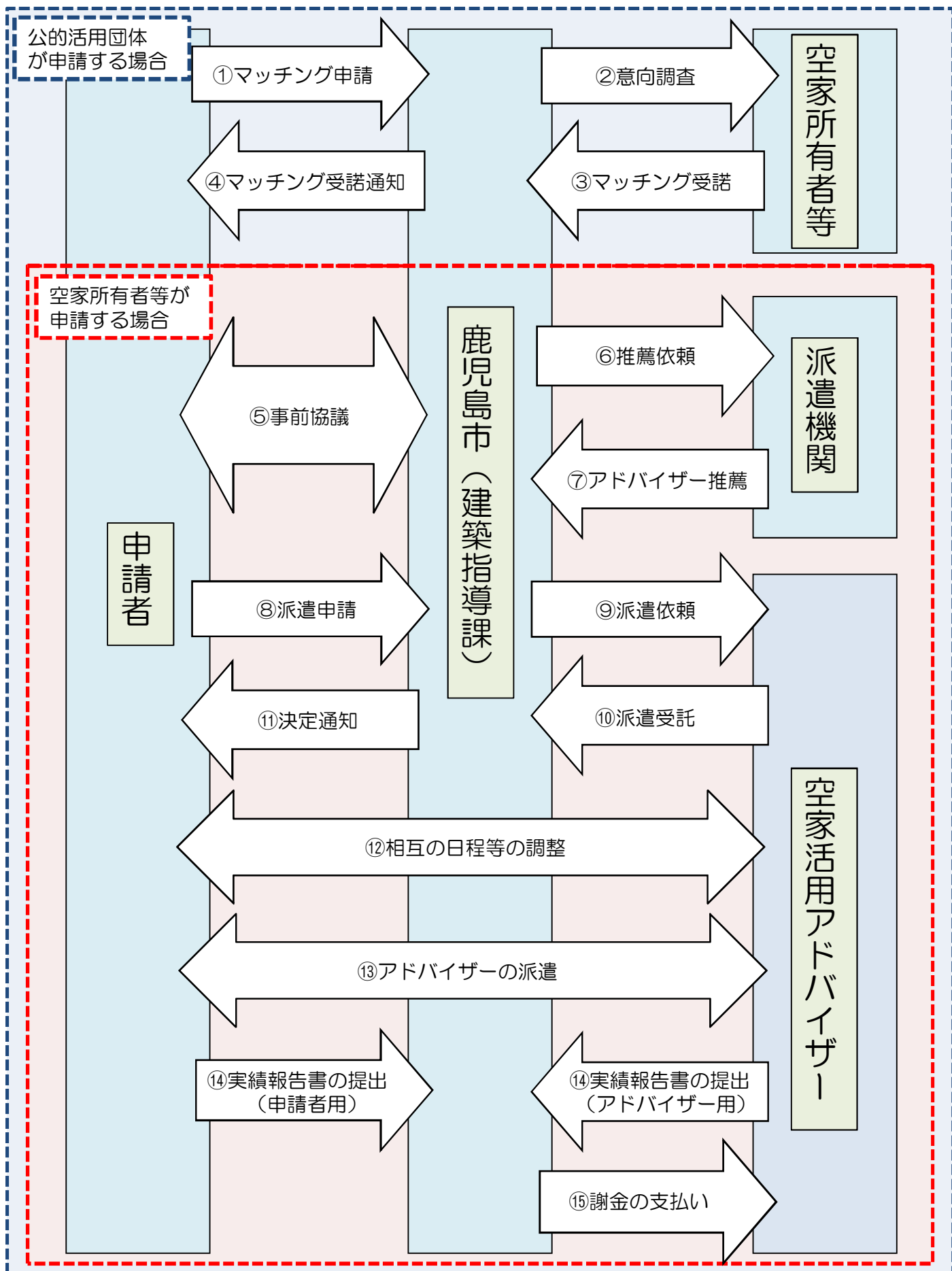
Tel：216-1358 Fax：216-1389

メール：kenshido@city.kagoshima.lg.jp

事前協議書等は、建築指導課の窓口や市のホームページから入手できます。

鹿児島市ホームページ→サイト内検索「空家活用アドバイザー」

空家活用アドバイザー派遣事業 手続きの流れ（フロー図）



※⑥⑦は、申請者が空家活用アドバイザーの推薦を希望した場合のみ
 ※公的活用団体が申請する場合、⑫⑬は空家所有者等も含む